

もくじ

京都府議会 2023年12月定例会

浜田 良之	議員の議案討論	・ ・ ・ ・ ・	1
水谷 修	議員の意見書・決議討論	・ ・ ・ ・ ・	3
終えて談話		・ ・ ・ ・ ・	29

●2023年12月定例議会で、浜田良之議員、水谷 修議員が行なった討論を紹介します。

議案討論**浜田 よしゆき** 議員 (京都市北区)

12月21日

日本共産党の浜田良之です。議員団を代表して、ただ今議題となっています議案25件のうち、第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」に反対し、その他の議案にはすべて賛成の立場で討論を行います。

まず、第1号議案「令和5年度京都府一般会計補正予算(第5号)」及び、第24号議案「令和5年度京都府一般会計予算(第7号)」についてです。一連の補正予算案は、長引く物価高騰事業活動や府民生活に深刻な影響を与える中で、6月補正予算、9月補正予算に続いて、事業者の経営改善を推進するための施策や府民生活を守るための対策を講じるものであり、賛成するものですが、府民の暮らしと営業は「このままでは年も越せない」という深刻な現状にあり、年末対策も含めた抜本的な経済的支援が必要です。その上で、いくつかの要望をさせていただきます。

追加補正の農林水産業経営改善支援事業費は、補助対象が、これまでの省エネ機器の導入に加えて、高温対策に資する品質向上に資する生産資材の導入も対象になっていますが団体が対象で個人は対象になっていません。また、一般質問で、知事は「高温対策の第一弾として必要な予算を提案する」と答弁されており、猛暑や干ばつによる被害で減収となった農家が、次期作への展望が持てるように、第2弾、第3弾の支援を要望します。

和装需要喚起支援事業費は、丹後の白生地に限定されていますが、産地を限定せずに、製造から流通までの卸売事業者以外の事業者へも効果ができるように留意すべきです。

宿泊業生産性向上対策事業費は、生産性向上に資する取り組みに係る経費が対象になっていますが、サービス向上の取組などにも広げるべきです。

LPガス価格高騰対策費の支援額の上限が、6月補正では3000円だったのが、今回は、国の補助単価が1㎡30円から15円に引き下げられたために、1500円に減額されています。光熱費の高騰はまったくおさまっていないわけですから、国に対して、少なくとも補助単価を1㎡30円に戻すよう要望すべきです。

次に、第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」に反対します。

反対理由の第1は、廃止される「京都府子育て支援条例」に規定されていた「子どもの権利条約」に基づく「子どもの権利」についての規定がなくなっているからです。貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺など、子どもの権利侵害は極めて深刻で、条約が掲げた「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「意見表明権」「差別の禁止」の4原則を軽視し、国連子どもの権利委員会から度重なる勧告を受けてきたのに、「子どもの権利」の規定をなくすのは問題です。今、必要なのは、子どもを権利の主体として明確に位置付け、憲法の基本的人権と権利条約の4原則を保障することです。

反対理由の第2は、「子育て支援条例」には、「子育て支援に関する施策」という章を起こし施策につ

いて規定していましたが、すべて削除したことです。今、必要なことは、「子育て保障」の概念を明記して、子どもの医療費助成、教育や学校給食の無償化、国保料の子供の均等割廃止など、「経済的負担の軽減」を重視することです。

反対理由の第3は、新条例では、保護者には「子育ての一義的責任」を強調し、社会的に行うべき子育てについて、各主体には「家庭を築き、こどもを生み育てる」という特定の生き方の押し付けになりかねないことです。「養育は家庭が基本」とすることは、歴代自民政権が児童扶養手当や生活保護の改悪など子育て支援の後退を合理化する理由として強調してきたものであり、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰め、一層孤立させるものであり到底看過できません。子どもや若者の多様性が尊重され、「自分の人生を選択できる」と実感できる社会こそ求められるのではないのでしょうか。

なお、第4号議案「旧総合資料館敷地活用事業契約締結の件」については、予算としては、旧総合資料館の解体費用であり、賛成するものですが、契約の内容には解体後の暫定活用も含まれています。解体と暫定活用は分けて提案し、暫定活用の内容については、府民や関係者と議論して進めるべきです。

最後に、第23号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」については、人事委員会勧告にもとづく職員給与等の引き上げには賛成ですが、知事と副知事、府会議員の給与引き上げの部分には反対です。もともと京都府議会議員の報酬は他県と比べても高い水準にあり、わが会派は3割削減を求めています。しかも、コロナ禍に続く物価高騰で府民の暮らしが大変な困難にある時に、府会議員はもちろん、知事と副知事の給与も引き上げるべきではありません。

日本共産党の水谷修です。議員団を代表し、3意見書案に反対し、18意見書案及び1決議案に賛成する討論を行います。

まず、日本共産党提案の意見書案についてです。「パレスチナ・ガザ地区での平和実現のために役割を發揮することを求める意見書」案、「米軍と自衛隊のオスプレイ配備撤回及び日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」案についてです。パレスチナに平和を取り戻すことは世界の人々の願いであるにもかかわらず、日本政府がアメリカの軍事ブロックに与する中で、イスラエルの無法な大量殺戮にキッパリとした態度を示せない姿勢は問題です。また、日米同盟のもと危険なオスプレイ配備を拒否できない政府の対応は大問題です。ご賛同を求めます。

「核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書」案についてです。先月末から5日間開催された核兵器禁止条約第2回締約国会議には59の国と地域のほかに、35か国がオブザーバー参加し、アメリカの核の傘のもとにあるドイツやベルギーなどもオブザーバーとして議論に加わりましたが、日本政府は参加しませんでした。日本からも被爆者の方々や多くの若者も参加しました。同会議に参加した広島県原爆被害者団体協議会の箕牧智之理事長は、日本政府が参加しなかったことに対し、「怒りや悔しさ、歯がゆさなどを感じる」と述べ「私たちにできるのは、条約への署名・批准を求める署名活動をして、政府に声を送り込むこと。米国の核の傘の下にいる国でもオブザーバー参加している。重い腰を上げてほしい」と訴えられました。核兵器禁止条約の早期批准が世界の人々の声であり、被爆国日本の当然の取るべき姿勢です。賛同を求めます。

「物価高騰に見合う年金支給を求める意見書」案、および「診療報酬・介護報酬等の削減方針の見直し及び職員の処遇改善を求める意見書」案についてです。370名の方々が年金支給改善を求める請願書を提出されました。物価高騰の中、6月の年金支給額も実質減額となり、11年間で7.37%も減額しているもとの、年金の増額を切実に求めておられます。5回連続の診療報酬マイナス改定や介護報酬が1%台の改定など、到底見過ごすことはできません。社会保障の連続改悪を許さず、社会保障の充実を求める国民の声に応え、この2意見書案への賛同を求めます。

「エアコン・トイレ等の学校施設・設備の改善を求める決議」案、「30人以下学級実現と教員の増員を求める意見書」案、「全員制中学校給食実現と給食費無償化を求める意見書」案の3意見書案についてです。「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」が12,590人の署名を添えて今議会に請願されました。すべての子どもが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備が急務です。学校の体育館や特別教室へのエアコン設置やトイレ洋式化は直ちに行うべきものであり、教員を増やして30人以下学級を実現することが子ども達に寄り添う教育実現の要です。中学校給食や給食無償化に国が責任を持つことこそ今必要です。是非、ご賛同を求めます。

「大阪・関西万博の中止を求める意見書」案、「北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸中止を求める意見書」案についてです。会場建設費が当初の1.9倍に膨れ上がった大阪・関西万博の工事は遅れに遅れています。同じ夢洲での、カジノ・統合型リゾート整備について、大阪府が本年9月実施協定を事業者と締結しました。「万博がカジノ推進のためのもの」であることが明確になってきたのであります。北陸新幹線延伸は、トンネル残土の量が1000万 m^3 という膨大な量になることが明らかになり、かつヒ素など重金属の含有が懸念されていますが、事業認可もされていないのに京都府と鉄道運輸機構が、トンネル残土・発生土受け入れの協議を始めました。また住民や関係自治体も知らない間に、京都府と鉄道運輸機構が、河川や道路等との交差について協議を始めています。来年度当初も事業認可が見通せず、完全に行き詰まっていますが、11月30日の建設促進大会において鈴木副知事が「できる限り協力をしていきたい」と推進姿勢を表明し、西田自民党京都府連会長が国民負担による「新しいルール」づくりを求めました。まさに見通しも立たず完全に行き詰まっているのに無理やり建設しようとしています。万博と北陸新幹線延伸はキッパリ中止すべきです。

「営農継続のための農家への支援を求める意見書」案についてです。アメリカ言いなりで強行した農作物輸入完全自由化と食糧安保を投げ捨てた農政に加え、昨今の円安・物価高、米価下落のもとで日本農業が存続の危機に陥っています。営農継続のための農家への緊急支援がどうしても必要です。

「政治資金問題の真相究明並びに企業・団体によるパーティー券購入及び政治献金の全面禁止を求める意見書」案についてです。19日東京地検特捜部が安倍派、二階派の事務所を強制捜査に入りました。党全体が組織ぐるみで裏金作りをしていたという戦後最悪の金権腐敗事件です。真相解明とともに企業・団体によるパーティー券購入や政治献金の全面禁止こそが金権政治を終わらせる何よりの方法であります。ご賛同されますよう求めます。

日本共産党の意見書案への対案として、自民、公明、府民の3会派が提案した「政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化等に向けた議論を求める意見書」案についてです。同意見書案は、政治資金規正法に基づく厳格化や透明化の議論をするだけのもので、同法をそのまま温存してこれからも金権政治を続けようとするものです。12月20日付け産経新聞の「視点」も「規制法はそもそも穴だらけの法律だ。収支報告書に書きさえすれば、さまざまな制限があっても基本的に何に使っても許される」と批判しています。また同日の京都新聞の社説は『「抜け道」となる企業・団体献金を防ぐ政治資金規正法改正』を求めています。つまり金権政治の一扫のためには企業・団体献金を全面禁止が必須であるにもかかわらず、これに背を向けた意見書案であり反対です。

国民民主党・日本維新の会府議団提案の「企業・団体献金の全面禁止を含めた政治資金規正法の改正を求める意見書」案は、政党・政党支部への企業団体献金禁止を求めているもので賛成ですが、今、一大焦点になっている企業・団体のパーティー券購入について全く触れておらず問題です。

自民、公明、府民の3会派提案の「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」案についてです。食品メーカーなど食品関連事業者の大量生産段階でのロスの削減とその責任が重要ですが、本意見書は、食品ロスの削減の取り組みを国民の責任で推進しようとするものです。しかし、食品ロスを削減しようという趣旨は大切ですから賛成です。

国民民主党・日本維新の会府議団提案の3意見書案についてです。「再審法改正を求める意見書」案については、冤罪被害者を速やかに救済できるように弁護士会や冤罪被害者等が強く求めておられる「証拠開示の制度化」と「検察官抗告の禁止」を内容とする再審法改正が急務であり賛成です。

「人事院の給与勧告に関する課題への早期対応を求める意見書」案についてです。公務労働者の労働基本権の回復こそが求められています。また「多様な働き方」と連動させて労働者に低賃金と劣悪な労働条件を押し付けようとする内容の意見書案であり反対です。

最後に、「緊急事態条項創設の議論の促進を求める意見書」案についてです。これは「戦争できる国」づくりと一体に憲法そのものを改定し、緊急事態条項の創設を狙うものであり反対です。

2023年12月議会 議案議決結果（党議員団が反対した議案のみ表記しています）

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共 産	自 民	維 国	府 民	公 明
第2号	子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例制定の件	12/21	原案 可決	×	○	○	○	○

2023年12月議会 意見書・決議案

意見書 案	件名	提案 会派	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
					共 産	自 民	維 国	府 民	公 明
第1号	認知症との共生社会の実現を求め る意見書	公明党	12月 21日	原案 可決	○	○	○	○	○
第2号	医療・介護・障害福祉分野における 処遇改善等を求める意見書	公明党	12月 21日	原案 可決	○	○	○	○	○
第3号	私学助成の充実強化等に関する意 見書	自民党	12月 21日	原案 可決	○	○	○	○	○
第4号	公立高等学校の教育環境の充実等 に関する意見書	自民党	12月 21日	原案 可決	○	○	○	○	○
第5号	食品ロス削減への国民運動のさら なる推進を求める意見書	公明党	12月 21日	原案 可決	○	○	○	○	○
第6号	政治資金問題の真相究明並びに企 業・団体によるパーティー券購入及 び政治献金の全面禁止を求める意 見書	共産党	12月 21日	否決	○	×	×	×	×
第7号	企業・団体献金の全面禁止を含めた 政治資金規正法の改正を求める意 見書	維国	12月 21日	否決	○	×	○	×	×
第8号	政治資金規正法に基づく制度の厳 格化や透明化等に向けた議論を求 める意見書	自・府 民・公	12月 21日	原案 可決	×	○	×	○	○
第9号	再審法改正を求める意見書	維国	12月 21日	否決	○	×	○	×	×
第10号	人事院の給与勧告に関する課題へ の早期対応を求める意見書	維国	12月 21日	否決	×	×	○	×	×
第11号	緊急事態条項創設の議論の促進を 求める意見書	維国	12月 21日	否決	×	×	○	×	×
第12号	米軍と自衛隊のオスプレイ配備撤 回及び日米地位協定の抜本的見直 しを求める意見書	共産党	12月 21日	否決	○	×	×	×	×
第13号	パレスチナ・ガザ地区での平和実現 のために役割を発揮することを求 める意見書	共産党	12月 21日	否決	○	×	×	×	×

第14号	核兵器禁止条約の早期批准を求める意見	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第15号	物価高騰に見合う年金支給を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第16号	診療報酬・介護報酬等の削減方針の見直し及び職員の処遇改善を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第17号	30人以下学級実現と教員の増員を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第18号	全員制中学校給食実現と給食費無償化を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第19号	大阪・関西万博の中止を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第20号	北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸中止を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
第21号	営農継続のための農家への支援を求める意見書	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×
決議案	件名	提案	議決	議決	賛否の状況				
		会派	月日	結果	共産	自民	維国	府民	公明
第1号	エアコン・トイレ等の学校施設・設備の改善を求める決議	共産党	12月21日	否決	○	×	×	×	×

認知症との共生社会の実現を求める意見書

先の通常国会で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、現在、認知症に向き合う「幸齢社会」実現会議において、その施行に先立つ方針を取りまとめているところである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、尊厳が守られ、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会である。

ついては、国におかれては、認知症との共生社会を実現するため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 すべての国民が正しく認知症に向き合うことにより、社会環境を整えるための普及啓発、認知症当事者による発信の支援、予防・早期診断や認知症の進行抑制等のための研究開発等、総合的な施策を推進する省庁横断での取組を推進すること。
- 2 地方自治体による認知症施策推進計画の策定にあたり、主体的に実効性の高い施策を展開するための財政措置を講じること。
- 3 認知症当事者の就労に向けた環境整備や社会参画を支える体制整備と、それらの相談体制の拡充を図ること。
- 4 成年後見制度や身元保証等の在り方について、当事者・家族等が抱える課題を踏まえ、ニーズに応じたものとなるよう改善に努めること。
- 5 小規模多機能型居宅介護サービス事業について、24時間 365日提供する見守り体制の整備も含めて拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

意見書案第2号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

医療・介護・障害福祉分野の職員の賃金は、政府が定める公定価格で決まるため、物価高に伴うコスト上昇分を迅速に反映できず、低く抑えられる傾向が指摘されている。また、同分野の有効求人倍率も全職種の倍率を大きく上回っており、人材の確保・定着が難しい状況が続いている。今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心とした基本給の引上げなど、賃上げが進む中で、介護職員などへの対策もなされているが、他職種との賃金格差はさらに拡大している。

医療・介護・障害福祉の担い手は社会生活を支えるエッセンシャルワーカーとして重要であり、十分な賃上げにつながる報酬改定をはじめとする対策を着実に実施していかなければならない。

ついては、国におかれては、同分野における処遇改善や人材確保のため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 医療・介護・障害福祉分野の職員の賃上げについて、総合経済対策における処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の診療報酬と介護報酬の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のための手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用をさらに推進すること。
- 3 医療・介護・障害福祉を担う職員は、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、その住居の確保のため、公営住宅の空き家を弾力的に活用できるよう「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

意見書案第3号

私学助成の充実強化等に関する意見書

京都府の私立中学・高等学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、本府の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、今後も持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子どもたちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせる必要があり、教育環境の整備が最重要課題となっている。

子どもたちに多様な教育を提供し、有為な人材の育成を通じて国を発展させていくためには、私学助成の更なる充実が必要である。

授業料についても、私立高等学校において年収 590 万円を境に生じている就学支援金格差の是正や私立中学校の就学支援金の対象の拡大など、支援の充実が強く求められている。

この他、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についても、支援の充実が不可欠である。

公教育の一翼を担う私立学校が、政府の進める教育改革に的確に対応し、特色ある質の高い教育を提供できるよう、財政基盤の安定のための更なる支援が求められている。

については、政府及び国会におかれては、私立中学・高等学校教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	盛 山 正 仁 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

意見書案第4号

公立高等学校の教育環境の充実等に関する意見書

少子高齢化による人口減少は我が国にとって重大な問題である。就学年齢の子どもの減少による地方都市での学校統廃合は、過疎化の進行の一因ともなり、地域の存続にも関わる問題となっている。私立高等学校は特に都市部に多いため、過疎地域では教育を公立高等学校が支えているケースが多く、なくてはならない教育機関となっている。

子育て世代の教育費負担軽減のため、公立、私立学校の学費軽減や無償化が進んでいるが、一方で、府立高等学校においては築後50年を超える施設が半数以上を占めるなど老朽化対策に追われている状況であり、今日では当然ともいえるトイレの洋式化や体育館空調設備の整備も私立高等学校と比較すると遅れをとっている。また、公立高等学校の特色化・魅力化をより一層進めるためのスポーツ、文化、ICTに関わる施設の整備や人材の充実、今後のさらなるグローバル人材育成のための海外留学支援制度の一層の充実なども必要な状況である。

我が国で学ぶ全ての子どもたちについて、家庭環境や地域環境の違いによる教育格差を生じさせてはならない。現実には生じている格差の縮減は公の責任であり、子どもたちがその希望に沿った質の高い教育を選択できるようにするためには、地域の特色を活かした魅力ある学校づくりと、それにつながる新しい時代にふさわしい教育環境の整備が不可欠である。

こうした課題は京都府にとどまらず、全国でも共通するものであり、公立高等学校がより一層幅広く質の高い教育活動を展開する拠点となり、また持続的な地方創生の核として機能していくためにも、国におかれては、以下の対策について、ソフト・ハード両面での財政支援を充実させることを強く要望する。

- 1 特色化・魅力化の推進及び安心・安全な環境の構築に欠かせない、学校施設や設備の新設・改良・更新
- 2 地理的条件や地域事情に関わらず全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びの提供と協働的な学びの実現に向けた、ICT環境の整備促進
- 3 多様な文化や価値観に触れ、広い視野で自ら課題に挑戦できるグローバル人材の育成に向けた留学支援制度の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

意見書案第5号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省及び環境省が公表した令和3年度の食品ロス量は523万トンに上り、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

食品ロスの削減は、気候変動対策としても非常に重要である。食品ロスは、その廃棄において直接的に生じる環境影響だけでなく、食品の生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費や、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費などにより環境に及ぼす影響も決して少なくはない。

については、国におかれては、同法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動をさらに推進させるために、次の事項について取り組まれるよう強く求める。

- 1 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶエシカル消費の普及啓発や、食品のロスを防ぐための消費量や頻度に合わせた「小分け包装」、「持ち帰り」などを積極的に進めるための取組を一層強化すること。
- 2 食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図るとともに、事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、その実効性を強化すること。
- 3 子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へのフードドライブ（未利用食品の寄付運動）の活用を強化するとともに、提供された食料品等を地域で保管するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 4 食に関わる事業者と野菜等の生産者が廃棄している食材の皮、芯や種などの残さや規格外品を有効に活用する商品開発に取り組む地方自治体等の事業に対して、積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

意見書案第6号

政治資金問題の真相究明並びに企業・団体によるパーティー券購入及び
政治献金の全面禁止を求める意見書

自民党の派閥による政治資金パーティー収入をめぐる、収支報告書への不記載、議員への還流、裏金疑惑などに国民の怒りと批判の声が大きく広がっている。

「物価高で暮らしが苦しい時に、政治家は高額パーティー券を売って裏金づくりとは、許せない」、「閣僚交代で済む問題ではない」、「企業・団体献金が政治を歪める構造を断つべきだ」などの国民の声は当然であり、世論調査でも「政治資金のルールを厳しくすべき」との回答が8割を超えている。

政治資金パーティー収入による裏金づくりの規模は、億単位にも上ると指摘されている。

そもそも、パーティー券購入先の多くが企業・団体であり、形を変えた企業・団体献金となっていることは明らかである。

還流を受けていた副大臣から、派閥から不記載の指示を受け口止めされていたとの証言も出ており、組織的な違法行為が横行していた疑惑も指摘されている。直ちに国会の閉会中審査や主要派閥の歴代事務総長をはじめとする関係者の証人喚問などを実施すべきである。

については、国におかれては、企業・団体によるパーティー券購入や政治献金を全面禁止とすること及び今回の疑惑の真相究明のため政治家と政党自らがその役割を果たすよう追及することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

企業・団体献金の全面禁止を含めた政治資金規正法の改正を
求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

また、特定の業界団体の影響により政治や政策決定がなされることを防ぐべく、政治家個人、政治家の政治団体への企業・団体献金が禁止されているが、政党本部や支部への企業・団体献金はいまだに禁止されていない。

昨今の国会議員の政治資金に対する様々な事案が大きく報道される中、国民の厳しい目が向けられている。そこで、国民の政治への信頼回復に向けて一層の対策が必要である。

ついては、国におかれては、政治資金規正法が目的としている政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにし、政治活動の公明と公正を確保することができるよう、次のとおり政治資金規正法の改正等の抜本的な改善を行うように求める。

- 1 政党及び政党支部への企業・団体献金の禁止
- 2 金融機関への振込等による政治資金の取扱いのデータ化
- 3 収支報告のデジタル化とネット公開を進めることによる政治資金の透明性の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化等に向けた議論を求める
意見書

政治資金収支報告書の不記載等の政治資金規正法違反が疑われる事案について連日報道がなされ、強制捜査が行われる事態にまで進展するなど、政治資金に対し、国民から厳しい批判や疑念を持たれる状況となっている。

そもそも、政治資金規正法は、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とし、基本理念として「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」と規定する。

ついで、国におかれては、政治資金規正法の目的・基本理念に立ち返り、国民の疑惑を払拭し、民主政治の健全な発達に寄与することができるよう、政治資金規正法に基づく制度の厳格化と透明化に向けた改正や運用の明確化に向けた議論が進められるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」、以下「再審法」という。）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の進め方は、事件を担当する裁判官によって、まちまちとなっており、その審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている状態である。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の課題は重要である。過去の多くのえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にあった証拠が再審段階で明らかになったことがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在しないため、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障がない状況である。

そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられていることも重大な課題である。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定は中間的な判断であり、ひとたびその決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、検察官の不服申立てを認めないことを定めた法律の制定が必要である。

ついては、国おかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため再審法を速やかに改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
法務大臣	小	泉	龍司	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 10 号

人事院の給与勧告に関する課題への早期対応を求める意見書

人事院は労働基本権制約（「争議権」等）の代償措置として、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するための給与勧告を行っている。そして、国家公務員の給与等勤務条件の決定において、法定すべき基本的事項については国会及び内閣に対する勧告を、具体的基準については法律の委任に基づく人事院規則の制定・改廃を行うことにより、人事院はその責務を適切に果たさなければならない。

しかしながら現在、人事院では例年5月から「ラスパイレス比較」という特殊な手法を用いて職種別に民間給与の実態調査を行っているが、そのラスパイレス比較において用いられている「役職段階」、「勤務地域」、「学歴」、「年齢階層」といった指標は、正社員として終身雇用され、定年まで勤めあげるという、旧来のモデルケースを前提としている。そのため、今日の多様な働き方に必ずしもマッチしなくなってきている。

また、会計年度任用職員は1年任用が基本で、遡及効果がなければ勧告の効果を受けられない。総務省は本年5月、会計年度任用職員の給与改定について「改定の実施時期を含め、常勤職員に準じることを基本とする」として、正規職員と同様に4月に遡って改定するよう自治体に求める通知を出しているが、非正規公務員に人事院や人事委員会の勧告を適用することについては法律に定めがなく、自治体ごとに対応が分かれている。

人事院は2022年の人事院勧告において示した6つの取組事項として、①初任給や若年層職員の給与水準を始めとして、人材確保や公務員組織の活力向上の観点で踏まえた公務全体のあるべき給与水準、②中途採用者を始めとする多様な人材の専門性等に応じた給与の設定、③65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準、④初任層、中堅層、ベテラン、管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績や職責の給与への的確な反映、⑤定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与、⑥地域手当を始め、基本給を補完する諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなど、様々な課題を挙げている。

ついては、国におかれては、これらの解決に向けて以下の事項について早期に取り組むことを強く求める。

- 1 終身雇用を前提とした実態調査から多様な働き方を前提とした実態調査への見直し
- 2 人事院、人事委員会勧告の会計年度任用職員への適用の明確化
- 3 人事院が示す課題（6項目）の解決

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長

額 賀 福志郎 殿

緊急事態条項創設の議論の促進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は医療や経済など国民生活に広範囲かつ重大な影響を及ぼし、今後、同様の感染症まん延が起こった場合に我が国はどのように対応するかという課題を突き付けた。

さらに、南海トラフ地震への懸念が増大するなかで、大規模自然災害のほか、外国からの武力攻撃、テロ、内乱等を含めた我が国が危機にさらされる事態が発生した場合に的確かつ迅速に対処し、国民の生命と財産を守るための平時と異なる仕組みづくりも求められる。

また、平成 25 年時点で、世界各国の憲法の 93.2%には緊急事態条項が明記されており、国際人権規約「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第 4 条第 1 項において「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締結国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」と定められているなど、国際法上も緊急事態において平時とは異なった必要性に基づく権利制約が認められている。

よって、我が国においても平時を前提とした政府の通常の運用では有効に対処することが難しい緊急事態が発生した場合を想定して、一時的に、権力分立や一定の人権を制限しながら迅速に緊急事態の收拾を図るための規定をあらかじめ定めておくことが求められるところであり、国におかれては、緊急事態条項創設の議論を促進されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
法務大臣	小 泉 龍 司 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	盛 山 正 仁 殿
厚生労働大臣	武 見 敬 三 殿
経済産業大臣	齋 藤 健 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
防衛大臣	木 原 稔 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿
感染症危機管理担当大臣	新 藤 義 孝 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

意見書案第 12 号

米軍と自衛隊のオスプレイ配備撤回及び日米地位協定の
抜本的見直しを求める意見書

本年 11 月 29 日、米空軍横田基地所属の CV22 オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、乗員ら 8 人全員が死亡するという重大事故となった。ところが、米軍は事故の原因究明すらしないままオスプレイの飛行運用を継続し、日本政府が米国側に対し「安全が確認されてから飛行」せよと求めるのみで「飛行中止」さえ要求しなかったことに、自治体や国民から批判と怒りの声が上がっている。

事故から 1 週間後、米国防総省は「構造的欠陥の可能性」があるとしてオスプレイを全世界で飛行停止とした。また、オスプレイの生産ラインそのものを 2026 年に閉鎖するとしている。

これまでから構造的欠陥が指摘され、日本国内でも重大事故に至ったオスプレイについては、飛行停止にとどまらず配備を全面撤回すべきである。

また、国は、事故機の残骸を回収したにもかかわらず、日本側による検証を一切行わずに米軍側に引き渡した。その根拠を日米地位協定としているが、日本が主権国家として事故原因の調査・究明を主体的にできるよう、地位協定の抜本的見直しが必要である。

ついでに、国におかれては、これまでオスプレイの在日米軍への配備を容認し、自衛隊にも配備を決定するなど拡大してきた方針を改め、在日米軍及び自衛隊のオスプレイ配備の撤回、日米地位協定の抜本的見直しを早急に行うよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
外務大臣	上	川	陽子	殿
防衛大臣	木	原	稔	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 号

パレスチナ・ガザ地区での平和実現のために役割を發揮することを求める意見書

本年 10 月 7 日に、パレスチナを実効支配するハマスの戦闘員が、イスラエルへ奇襲攻撃を行ったことに対するイスラエル軍による報復攻撃が開始されてから 2 箇月以上が経過した。多くの国際世論が即時停戦を求める中、11 月 24 日にようやく実現した一時的な戦闘停止が実現されるも、12 月 1 日にはイスラエルによる攻撃が再開され、現在に至っている。

ガザ地区だけでも 2 万人近い死者が報告され、そのうち 7 割以上が子どもや女性で占められていると言われている。現地の人道状況について、ユニセフは「子ども達の墓場と化し、生き地獄となっている」と表現した。難民キャンプや救急車、病院への攻撃など、ガザで行われていることは、国際人道法に明確に違反する無差別殺りくである。

いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃をはじめとする非人道的行為は絶対に許されるものでない。12 月 12 日に開かれた、国連総会の緊急特別会合で、「即時の人道的停戦」を求める決議が、前回の決議を棄権した日本も含む国連加盟国の約 8 割に当たる 153 箇国の賛成で採択された。

ついては、国におかれては、パレスチナ・ガザ地区での平和実現のために、その役割を發揮することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
外務大臣	上 川 陽 子 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書

核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法として2021年1月に発効した。本年11月に開催された第2回締約国会議は、ロシアやイスラエルによる核兵器使用の脅迫、他の核保有国による核戦力の維持・強化など、核廃絶に対する重大な逆行が起これる中で、核兵器禁止条約の実効性や規範力を強め、具体的運用を前進させ、「核兵器のない世界」への希望を示すものとなったことは重要である。

会議において全会一致で採択された政治宣言は、「核リスクの増大と危険な核抑止の永続化」に警鐘を鳴らし、核兵器使用とそれによる威嚇は国連憲章を含む国際法違反であると明確に非難し、核兵器が「平和と安全を守るどころか、強制、脅迫、緊張の高まりにつながる政策手段」になっていると「核抑止」を痛烈に批判した。

核兵器禁止条約が、核保有国による核使用の手をきつく縛り、核兵器に固執する「核抑止力」論を打ち破る上で、大きな力を発揮していることを示すものである。

また、会議では条約の条文に基づく被害者支援と環境修復についての計画策定、実行、国際協力、基金設立への指針づくりなどが確認された。この点でも、条約が国際法としての実効性、規範力を高めていることを示している。

一方で、会議には米国の同盟国も含めて35箇国がオブザーバーとして出席し歓迎されたが、唯一の戦争被爆国である日本政府が参加せず、高齢化が進む被爆者の核廃絶の願いに背を向けていることは極めて重大である。

ついては、国におかれては、「核抑止」の呪縛を断ち、核兵器禁止条約に一刻も早く署名・批准し参加すること、条約に基づく被爆者支援などの取組に協力することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
外務大臣	上	川	陽子	殿
防衛大臣	木	原	稔	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

物価高騰に見合う年金支給を求める意見書

総務省によると、本年1月の消費者物価指数は4.3%上昇し、前年同月比で食料品は+7.3%、光熱費に至っては+20%以上とされている。さらに本年9月までに食料品だけで3万品目以上が値上げになっており、「このままでは年が越せない」「賞味期限ぎりぎりの安くなったサービス品を買うために必死」「あとは通院の回数を減らすしかない」など、先行きが見えない厳しい事態が国民を襲い、暮らしへの悲鳴が上がっている。こうした中、高齢者の生活を支える公的年金は、本年6月支給分から+1.9%(68歳以上)となったものの、前年物価変動は+2.5%であり、実質0.6%削減となった。さらにいえば、安倍政権発足以来11年間で見ると実質7.3%も減額となっており、これは、「マクロ経済スライド」制度が適用され、毎年のように年金が下がり続けているためである。

これでは、高齢者の生活も地域経済も持続できない事態に陥ることは明白で、緊急対策と年金制度の抜本的見直しが必要である。

については、国におかれては、以下の事項について、速やかに実行するよう強く求める。

- 1 新たな年金削減を中止し、特例措置で物価高騰に見合う年金を支給すること。
- 2 年金額引下げに直結する「マクロ経済スライド」制度を廃止すること。
- 3 年金支給を現行の隔月から毎月に変更すること。
- 4 最低保障年金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 号

診療報酬・介護報酬等の削減方針の見直し及び職員の
処遇改善を求める意見書

本年11月20日、財務大臣の諮問機関である「財政制度等審議会」は建議を提出し、診療報酬について「マイナス改定が適当だ」とした。これを受け、国は診療報酬「本体」部分の0.88%引上げ、「薬価」部分の1%程度引下げで調整し、診療報酬全体をマイナス改定とする方向であると報じられている。これにより、2016年度以降5回連続のマイナス改定となる。また、介護報酬は1%台の引上げで調整されていると報じられている。

しかし、医療機関・介護事業所・障害者事業所等は、国の社会保障費抑制政策による度重なるマイナス改定により、新型コロナウイルス感染症流行以前から深刻な経営状態にあり、人件費が上がらない中で人手不足に拍車がかかっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府による財政支援を除くと、コロナ禍以前より黒字幅は減少し、人材不足も相まって倒産の危機に追い詰められている施設もある。

しかも、「診療報酬等を引き上げると、患者・利用者負担が増える」とし、医療機関等と国民との分断をあおり、実質マイナス改定や引上げであっても大幅改定とはいいがたい報酬改定が進められようとしていることは、決して看過できない。

については、国におかれては、以下の事項について実行するよう強く求める。

- 1 安全・安心の医療や介護等が提供できるよう、診療報酬・介護報酬等の大幅な引上げ改定を行うこと。
- 2 経済的理由で医療や介護を受けることができない人が生じないよう、公的支援制度の拡充を行うこと。
- 3 報酬の引上げが国民負担とならないよう、国庫及び中小企業を除く事業主負担を増やし、国民の保険料負担の引下げや一部負担金の軽減を拡充すること。
- 4 医療・介護・障害・保育等、従事する職員についての抜本的な処遇改善を報酬改定とは区別して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 号

30 人以下学級実現と教員の増員を求める意見書

物価高騰等で一層広がる貧困と格差は、子どもたちの心身の成長・発達に深刻な影響を与えている。不登校の小中学生は 10 年連続で増加し 30 万人に迫り、2022 年度の長期欠席の高校生は 12 万 2,771 人に上っている。

一人一人の子どもたちに、丁寧に寄り添い、そのいのちと健康を守り、学びを保障していくためにも、少人数学級のさらなる前進と、そのための教職員の増員、養護教諭の配置拡充などが喫緊の課題である。

長年の運動によって、義務教育標準法が改正され、国の責任で小学校の 35 人以下学級の実現については前進したものの、OECD 平均の「20 人学級」には程遠い現状である。

今こそ国の責任により「20 人学級」を展望し、少人数学級を小・中学校や高等学校でさらに進める時である。

現在、教員の未配置や、病気休暇や産前産後休暇、育児休業などへの代替教職員が見つからないことにより、いわゆる「教育に穴があく」状況が数か月続く学校も出てきている状況にある。また、国の教職員定数削減の中で、自治体の独自の少人数学級が維持できなくなったり、新年度の 4 月に担任が配置できない学校も続出するなど、教員不足が深刻化している。

憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校づくりを進め、全ての子どもたちに行き届いた教育を実現するために、国の責任を果たされなければならない。

については、国におかれては、以下の措置を講じられるよう、強く求める。

- 1 国の責任で、小・中学校、高等学校での 30 人以下の学級編成が直ちに可能となるよう、教員定数の改善を行うこと。
- 2 幼稚園、特別支援学級・学校の学級編成標準の引下げを進めること。
- 3 自治体独自の少人数学級を維持し、欠員を生じさせないよう、十分な教員を確保すること。また、有期雇用ではなく、正規・専任の教職員を増員すること。
- 4 教育予算を OECD 諸国並みに計画的に増やすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 日

全員制中学校給食実現と給食費無償化を求める意見書

物価高騰でいっそう広がる貧困と格差は子どもたちの心身の成長・発達に深刻な影響を与えている。2023年に厚生労働省が行った国民基礎調査では、子どもの貧困率は11.5%で3年前の調査より2.5%改善しているものの、ひとり親家庭では44.5%と半数近くが貧困にあえいでいる状況である。子どもの成長を支えるために給食は重要なものと位置付けられる。また、働いている親が多い中で中学校でも給食をとという要求も強い。

憲法第26条が義務教育の無償化を定めているにも関わらず、現実には義務教育課程においても給食費等の保護者負担が残されている。学校給食法第2条に「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」とあるように、学校給食は、教育的目的を持ち、義務教育の一部であることから、無償化されるべきである。

ついては、国におかれては、全員制中学校給食実現と学校給食費無償化を推進するため、自治体への財政措置を行うとともに、学校給食法において給食は無償と明記する改正を行うことを求める。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
文部科学大臣	盛	山	正仁	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久

意見書案第 号

大阪・関西万博の中止を求める意見書

2025年4月～10月に大阪市で開催予定の大阪・関西万博をめぐる、これまでから指摘されていた問題がより深刻かつ重大になっている。

海外パビリオンの建設工事が遅れ、開催に間に合わない可能性が濃く、会場建設やインフラ整備の費用も膨張している。日本建設業連合会は本年11月27日に「もうデッドラインは過ぎていると思ってもいい」と強い危機感を示し、主催者の日本国際博覧会協会はこうした状況の打開のため、工事に従事する労働者に、時間外労働の上限規制を適用しないよう政府に要望した。工期が迫る中で開催に突き進めば、違法な長時間労働が横行するのは必至である。

会場建設費は、当初計画の1.9倍の2,350億円に膨れ上がっている。また、会場に通じる地下鉄や夢洲へのアクセス道路などインフラの整備費も当初計画から大幅に膨張しており、判明分だけでも1.2兆円を超え、その負担は国民に求められることになる。これに対して本年10月の共同通信の調査では建設費の増加について「納得できない」という回答が「できる」とする回答の3倍に達している。また、11月の共同通信の世論調査では、68.6%が万博は「不要」としており、「必要」とする声を40ポイントも上回っている。

開催予定地の人工島である夢洲は産業廃棄物と浚渫土砂などで造られており、地盤は軟弱で、土壤にダイオキシンやヒ素などの汚染物質が含まれているなど、汚染・液状化対策も必要である。また、そもそも夢洲が開催予定地になっているのは、2030年に開業を目指しているIR（カジノリゾート）のためのインフラ整備が目的であり、関西財界の利益のためにはばく大な公費を投じるものである。

については、国におかれては、大阪・関西万博を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額 賀 福志郎 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
経済産業大臣	齋 藤 健 殿
国土交通大臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿
国際博覧会担当大臣	自 見 はなこ 殿

京都府議会議員 石 田 宗 久

北陸新幹線敦賀～新大阪間の延伸中止を求める意見書

北陸新幹線敦賀～新大阪間については、事業認可が見送られており、来年度の工事予算についても概算要求が見送られ、「現行ルート」についての反対・異論が政府与党内でも大半を占めるなど完全に行き詰まっている状況にある。

そうした中、国土交通省鉄道局、鉄道・運輸機構と京都府、大阪府が、事業認可前に脱法的な調査や協議を進める目的で、本年4月「北陸新幹線事業推進調査に関する連絡会議」を設置した。

+鉄道・運輸機構によれば、本年11月時点で、地質縦断図等を作成するための地質調査、発生土の受入候補地及び受入土量等についての自治体との事前協議、京都市内での地下水や河川水の成分調査、道路・河川管理者との交差物件(161件)協議を実施している。これらは本来、事業認可を受けてルートを中心線を決定した後でなければできないものである。

本事業は、延長140kmのうち8割以上がトンネルであることから、トンネル湧水による地下水枯渇や地盤沈下、トンネル残土の処分や運搬による環境破壊が想定される。また、ばく大な事業費のほとんどが国と地方自治体の負担となるものであり、到底受け入れることはできず、本事業は完全に行き詰まっている。

ついては、国におかれては、以下のことについて決定するよう強く求める。

- 1 事業認可前の脱法的事業執行のための地質調査、残土受入れの自治体協議や道路・河川の管理者との協議を中止すること。
- 2 事業認可前の予算執行を中止すること。
- 3 敦賀～新大阪間の延伸を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
経済産業大臣	齋	藤	健	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

意見書案第 号

営農継続のための農家への支援を求める意見書

農家は今、物価高騰・猛暑・鳥獣被害の3重苦に苦しんでいる。とりわけ、今夏の記録的な猛暑や干ばつなどで、「収穫量が例年の3割も減った」「1等米は2割未満しかなかった」など、深刻な影響が出ており、「このままでは、来年以降、農業を続けられない。何とか助けてほしい」という悲痛な声が相次いでいる。それでなくても、コロナ禍を契機とした農産物価格の下落、農業資材や燃料価格の高騰、農業従事者の高齢化など、農業経営の困難が広がっており、このまま推移すれば、来年以降の営農継続が困難になり、離農する農家が急速に増えかねない深刻な事態である。

一方、地球規模の異常気象、ロシアのウクライナ侵略、コロナ禍などは、食料の6割以上を外国に依存する日本の危うさを浮き彫りにした。農業と農村は担い手の減少が加速し、耕作放棄が広がるなど歴史的危機に陥っている。歴代自民党政権が食料は外国から安く手に入れればよいとして輸入自由化を際限なく進め、国内農業を切り捨てる政治を続けた結果である。

異常気象や災害、物価変動など、農家・農業従事者には何の責任もない事柄の影響で離農者が出ることをないよう、営農継続のための農家への支援が求められている。

ついては、国におかれては、以下の対策を行なうことを求めるものである。

- 1 猛暑や干ばつにより減収となった農家に対して、支援策を講じること。
- 2 土壌改良・肥料代や農業資材・燃料代の高騰分への助成を行うこと。
- 3 欧米諸国並みの価格保障・所得補償を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
総務大臣	松	本	剛明	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
農林水産大臣	坂	本	哲志	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議員 石田宗久

決議案第 号

エアコン・トイレ等の学校施設・設備の改善を求める決議

今夏も熱中症で救急搬送される児童生徒が府内で 30 名を超え、地球沸騰と言われる中、子どもたちの命を守る点でエアコン設置は急務となっている。また、「トイレが汚くて匂うから」と、トイレを我慢する子どもがいるなど、その環境の悪さは子どもの健康にも重要な影響を与えており、全国自治体アンケート調査でも「学校で改善が必要な場所」の第一がトイレとなっている。

「魅力ある府立高校づくり基本計画」の策定の中で、府教育委員会が行なった高校生へのアンケートからも、特別教室や体育館へのエアコン設置、清潔な洋式トイレの整備など、生徒の多くが施設設備の改善を望んでいることが明らかになった。これまでから、普通教室のエアコン設置・更新やトイレの洋式化などを計画的に進めているものの、学校施設への冷房設備の設置状況は、特に特別教室と体育館において進んでいない状況である。小中学校の体育館の冷暖房設置率は、全国 11.9%に対し、京都府は 4.8%となっており、府立高校体育館に至っては、0%という状況である。

近年の異常高温の下、子どもたちの命と健康を守り、安全で快適な教育環境を確保することは、本府の責務である。

よって、本府におかれては、国に対し、地方自治体への学校施設改修・改善の予算の抜本的な増額を求めるとともに、府立学校において、速やかに、エアコン設置やトイレの洋式化等の整備を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和 5 年 12 月 日

京 都 府 議 会

2023年12月定例会を終えて

2024年1月10日
日本共産党京都府会議員団
団長 島田 けい子

1月1日に発生した、「令和6年能登半島地震」により、甚大な被害がもたらされました。道路が寸断されるなどにより、いまだ被害の全容が把握されているとはいえ、救援・被災者支援が急がれます。お亡くなりになられた皆さんに哀悼の意をささげるとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。また、現地で救援・復旧のため昼夜を分かたず取り組まれている皆さんに感謝します。

党府議団としても、被災者救援募金に取り組むとともに、今こそ公の役割発揮が求められており、その立場から、京都府としての支援策がしっかりいきとどくよう強く求めていきます。

12月4日に開会した12月定例議会は、12月21日に閉会した。

今議会は、イスラエルのガザ地区への攻撃による凄惨な現実や自民党のパーティー券購入による裏金作りなど、国民の平和を望む声や運動、金権腐敗政治の根絶を求める世論の広がり、物価高騰の深刻さの影響が暮らしに直撃しているにも関わらず、政府の経済対策があまりに無策であることに対し、国民的な怒りが広がる中で開かれた。

わが党議員団は、府民の夏以降に団挙げて取り組んできた、「暮らし・賃金アンケート」をはじめ、府民の厳しい暮らしの実態を可視化し、運動と結び、積極的に論戦した。

1、提案された議案25件のうち、第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」に反対し、政府の経済対策補正予算を踏まえた追加補正予算も含め、他の議案にはすべて賛成した。

第1号議案「令和5年度京都府一般会計補正予算（第5号）」及び、第24号議案「令和5年度京都府一般会計予算（第7号）」案は、長引く物価高騰が事業活動や府民生活に深刻な影響を与える中で、6月補正予算、9月補正予算に続き、事業者の経営改善を推進するための施策や府民生活を守るための対策を講じるものであり、賛成した。

なお、府民の暮らしと営業は「このままでは年も越せない」という深刻な現状にあり、年末対策も含めた抜本的な経済的支援が必要である、と指摘した。

今回、追加で提案された「農林水産業経営改善支援事業費」は、補助対象が、これまでの省エネ機器の導入に加え、高温対策に資する品質向上に資する生産資材の導入も対象となったものの、個人農業者は対象になっておらず、猛暑や干ばつによる被害で減収となった農家が、次期作への展望が持てるよう、第2弾、第3弾の支援が必要である。

また、「和装需要喚起支援事業費」は、丹後の白生地はもちろん、産地を限定せず、製造から流通までの卸売事業者以外の事業者へも効果がでるように求めた。

さらに「宿泊業生産性向上対策事業費」は、生産性向上に資する取り組みに係る経費のみでなく、サービス向上の取組等にも広げるとともに、「LPGガス価格高騰対策費」の支援額上限が、6月の補正予算は3000円だったのが、国の単価改定により1㎡30円から15円に引き下げられたために、1500円に減額されており、国に対し、少なくとも補助単価を1㎡30円に戻すよう強く求めた。

第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」は反対した。

府議団は、条例案が提案された直後に、見解を発表し、府民的論議を呼びかけるとともに、問題を浮き彫りにし、改善を求める立場から、積極的に論戦した。

反対理由の第1は、今回廃止される「京都府子育て支援条例」に規定されていた「子どもの権利条約」に基づく「子どもの権利」についての規定がなくなっているためである。貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺など、子どもの権利侵害は極めて深刻で、条約が掲げた「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「意見表明権」「差別の禁止」の4原則を軽視し、国連子どもの権利委員会から度重なる勧告を受けてきたにもかかわらず、「子どもの権利」の規定をなくすのは問題である。今、必要なことは、子どもを権利の主体として明確に位置付け、憲法の基本的人権と権利条約の4原則を保障する条例

である。

反対理由の第2は、「京都府子育て支援条例」には、「子育て支援に関する施策」という章を起こし施策について規定していたものの、今回すべて削除したためである。今、必要なことは、「子育て保障」の概念を明記し、子どもの医療費助成、教育や学校給食の無償化、国保料の子供の均等割廃止など、「経済的負担の軽減」を重視した条例とすることである。

反対理由の第3は、新条例では、社会的に行うべき子育てについて、保護者に「子育ての一義的責任」を強調し、各主体には「家庭を築き、こどもを生き育てる」という特定の生き方の押し付けになりかねないためである。「養育は家庭が基本」とすることは、歴代自民党政権が児童扶養手当や生活保護の改悪など子育て支援の後退を合理化する理由として強調し、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰め、一層孤立させるものである。子どもや若者の多様性が尊重され、「自分の人生を選択できる」ことが実感できる社会こそ求められており、それらを踏まえた条例にすべきである。

第4号議案「旧総合資料館敷地活用事業契約締結の件」については、予算としては、旧総合資料館の解体のための契約であり、賛成したが、契約の内容には解体後の暫定活用も含まれているため、本来、解体と暫定活用は分けて提案し、暫定活用の内容については、広く府民や関係者と議論して進めるべきである。

第23号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」は、人事委員会勧告にもとづく職員給与等の引き上げには当然賛成である。しかし一方で、知事と副知事、府会議員の給与引き上げの部分には反対した。もともと京都府議会議員の報酬は他県と比べても高い水準にあり、わが会派は3割削減を求めてきた。コロナ禍に続く物価高騰で府民の暮らしが大変な困難にある時に、府会議員はもちろん、知事と副知事の給与も引き上げるべきではない。

2、「苦難解決の党」として全力をあげる中、一定の変化を生み出した。

12月4日の開会日に、府議団として、越年対策も含めた暮らし等の支援策について、追加補正予算の提案も含め、緊急に申し入れを行った。また地域の食糧支援に取り組む実行委員会からも京都府に申し入れがされた。その結果、わが党代表質問に対し、知事が「地域交響プロジェクトの枠組みを活用して、支援したい」と答弁がされ、党府議団として緊急ニュース発行を行い、越年対策の支援の具体化を呼びかけた。その結果、社会保障推進協議会や地域の食糧支援実行委員会などから積極的に利活用される具体化が行われた。本来、通年で実施できるよう予算化されたにも関わらず、それが行き届いていない実態と、党議員団が九月から取り組んだ「賃金アンケート」で浮き彫りとなった暮らしの実情等を取り上げ迫ったことで実現したが、緊急の取り組みであったことを考えると、通年で取り組めるよう今後改善が必要である。

なお、党府議団は、物価高や暮らしの実態をふまえ、役所が閉まる年末29日から31日まで、体制をとって相談活動に取り組み、11件の相談が寄せられた。

私立高校に通学する生徒の学費を実質無償化するための「あんしん就学支援制度」も、今回、所得制限の緩和や、他府県に通う生徒への支援も含め、拡充方針が示された。もともと、わが党議員団が、私学に通う保護者や労働組合等の皆さんらとともに、私学の無償化を求めた中で実現してきた制度が、今回さらに拡充されることとなった。引き続き無償化に向けて取り組みを強めるものである。

党府議団が取り組んできた、「賃金と暮らし」アンケートの結果を踏まえ、山形県が令和3年から女性労働者の賃上げや正社員化に、県独自に支援する制度の具体例なども参考に、賃上げにむけた府独自の取り組みの具体化を強く求めた。さらに、閉会本会議の夜には、「暮らせる賃金と正業を自治体がつくる」シンポジウムが開かれ、党府議団も実行委員会に参加し、また「賃金と暮らし」アンケート結果のまとめと賃上げ政策について特別報告を行った。自治体が仕事をつくり、賃上げを政策的に引き上げていく意義は、きわめて大きく、引き続き中小企業支援と一体の賃上げ政策の実現に向けて力を尽くす。

3、大規模開発中心から府民の暮らし応援中心の府政への転換を求める立場から、大阪・関西万博中止や北陸新幹線延伸の中止、府立大学内1万人アリーナ建設計画の白紙撤回等を求めた。

ところが西脇知事は、大阪・関西万博について「京都は『命輝く未来社会のデザイン』という万博のテーマにふさわしい場所」と述べ、「経済の活性化や地域振興につなげてまいりたい」とするなど、何が

なんでも推進する立場であることを示した。北陸新幹線延伸計画は、事業認可もされてないのに京都府と鉄道運輸機構がトンネル残土・発生土受け入れの協議を始め、ました。また住民や関係自治体も知らない間に、京都府と鉄道運輸機構が、河川や道路等との交差について協議を始めるなど、完全に行き詰まっているにもかかわらず、推進を強引に求めている。府立大学の1万人アリーナについては「幅広く意見を聞いている」と、あいかわらず同じ答弁を繰り返した。引き続き、運動と世論を広げるために力を尽くす。

4、府議団は、平和にかかわる重要な国際的課題である、「パレスチナ・ガザ地区での平和実現のために役割を発揮することを求める意見書」案、「米軍と自衛隊のオスプレイ配備撤回及び日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」案、「核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書」案を提案するとともに、370名の方々が年金支給改善を求める請願書を提出され、それらに応えるための意見書や、「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」が12,590人の署名を添えて提案された請願を踏まえた意見書や決議を提案した。中でも「エアコン・トイレ等の学校施設・設備の改善を求める決議」案は、酷暑の経験をふまえ、すべての会派が質疑で取り上げたにもかかわらず、道理なく否決した。

「大阪・関西万博の中止を求める意見書」案、「北陸新幹線敦賀?新大阪間の延伸中止を求める意見書」案も、世論に背き、いずれもいとも簡単に否決した。

なお、わが党議員団が提案した「政治資金問題の真相究明並びに企業・団体によるパーティー券購入及び政治献金の全面禁止を求める意見書」案に対し、対案として、自民、公明、府民の3会派が提案した「政治資金規正法に基づく制度の厳格化や透明化等に向けた議論を求める意見書」案は、政治資金規正法に基づく厳格化や透明化の議論をするだけのもので、同法をそのまま温存してこれからも金権政治を続けようとするものであり反対した。またわが党提案の意見書案への対案として提案された国民民主党・日本維新の会府議団提案の「企業・団体献金の全面禁止を含めた政治資金規正法の改正を求める意見書」案は、政党・政党支部への企業団体献金禁止を求めており、賛成したが、一大焦点になっている企業・団体のパーティー券購入について全く触れておらず問題がある。

5、自民党の深刻な行き詰まりとともに、古いオール与党体制の矛盾の激化、維新政治の矛盾が浮き彫りとなった議会であった。

議会開会直後に、二之湯議員が辞職した。もともと京都市長選挙に立候補を表明し、自民党会派を離脱し一人会派を結成し、12月まで議員に居座り続け、ボーナスも全額受け取り辞職したことは、府民的にとうてい理解を得られないものである。

維新・国民議員団は、人事委員会勧告を踏まえ、府職員と知事、副知事、議員の報酬引き上げ議案に対し、国民民主党所属議員4人が賛成し、維新所属の9人が反対した。しかも、維新・国民議員団は、「人事院の給与勧告に関する課題への早期対応を求める意見書」案を提案したが、その内容は、「多様な働き方」と連動させ、非正規労働者の給与実態も反映させるよう求めるもので、労働者に低賃金と劣悪な労働条件を押し付けようとする内容で重大である。その上、維新・国民議員団は、「緊急事態条項創設の議論の促進を求める意見書」案を提案した。これは、自民・公明・立民が提案し2ヶ月前の10月4日可決された「緊急事態に対応できる法令等の整備を促進する取組を求める意見書」とほぼ同主旨であり、これに提案者も賛成したにもかかわらず、再度、維新・国民主導で同様の意見書を提案するなど、憲法改正を狙う動きをいっそうすすめようとしていることが浮き彫りとなった。

さらに、京都市長選挙をめぐる、維新・国民会派所属で、国民民主党の梶原府議が、連合労組への配慮から、国民民主党を離党し、会派も離脱し、一人会派を結成するなど、オール与党体制が崩れ、また維新・国民議員団の矛盾も相次いだ。

いよいよ京都市長選挙が目前にせまっている。わが党議員団は、無所属市民派の弁護士・福山和人京都市長実現にむけ、幅広い共同を広げながら、政治のゆがみをただし、苦難に寄り添い解決する自治体の役割を果たさせるため全力をあげる。

以上

府議会の会派構成

- ・自民党議員団/27名
- ・維新（国民民主党—3名・日本維新の会議員団—9名）/12名
- ・日本共産党議員団/9名
- ・府民クラブ議員団（立憲民主党—3名・無所属—2名）
- ・公明党議員団/5名
- ・京都が好きだ/1名